【条例】練馬区指定居宅介護支援等の事業の人員および運営等の基準に関する条例（平成30年練馬区条例第20号）(抜粋)

【指針】練馬区指定居宅介護支援等の事業の人員および運営の基準に関する条例実施指針（平成30年３月30日29練福介第7358号）(抜粋)

|  |  |
| --- | --- |
| 区条例 | 区指針 |
| 　　　第４章　運営に関する基準（内容および手続の説明および同意）第11条　指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者またはその家族に対し、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定居宅介護支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。２　指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が第３条に規定する基本方針および利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得なければなら　ない。３　指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者またはその家族に対し、利用者について、病院または診療所に入院する必要が生じた場合には、当該利用者に係る介護支援専門員の氏名および連絡先を当該病院または診療所に伝えるよう求めなければならない。４　指定居宅介護支援事業者は、利用申込者またはその家族からの申出があった場合は、第１項の規定による文書の交付に代えて、当該利用申込者またはその家族の同意を得て、同項の重要事項を電子情報処理組織（指定居宅介護支援事業者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と当該利用申込者またはその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるもの（以下「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定居宅介護支援事業者は、あらかじめ、当該利用申込者またはその家族に対し、提供に用いる電磁的方法の種類および内容を示し、文書または電磁的方法による同意を得なければならない。５　電磁的方法は、利用申込者またはその家族が当該利用申込者またはその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。６　第４項後段の同意を得た指定居宅介護支援事業者は、当該利用申込者またはその家族から文書または電磁的方法により第１項の重要事項について電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者またはその家族に対し、電磁的方法による提供をしてはならない。ただし、当該利用申込者またはその家族が再び第４項後段の同意をした場合は、この限りでない。 | 第３　指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準３　運営に関する基準⑷　内容および手続の説明および同意条例第11条は、基本理念としての高齢者自身によるサービス選択を具体化したものである。利用者は指定居宅サービスのみならず、指定居宅介護支援事業者についても自由に選択できることが基本であり、指定居宅介護支援事業者は、利用申込があった場合には、あらかじめ、当該利用申込者またはその家族に対し、当該指定居宅介護支援事業所の運営規程の概要、介護支援専門員の勤務の体制、秘密の保持、事故発生時の対応、苦情処理の体制等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について説明書等の文書を交付して説明を行い、当該指定居宅介護支援事業所から居宅介護支援を受けることにつき同意を得なければならないこととしたものである。なお、当該同意については、利用者および指定居宅介護支援事業者双方の保護の立場から書面によって確認すること。また、指定居宅介護支援は、利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立って行われるものであり、居宅サービス計画は条例第３条第１項の基本方針および利用者の希望に基づき作成されるものである。このため、指定居宅介護支援について利用者の主体的な参加が重要であり、居宅サービス計画の作成に当たって利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であること等につき十分説明を行わなければならない。なお、この内容を利用申込者またはその家族に説明を行うに当たっては、理解が得られるよう、文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行うとともに、それを理解したことについて必ず利用申込者から署名を得なければならない。また、利用者が病院または診療所に入院する場合には、利用者の居宅における日常生活上の能力や利用していた指定居宅サービス等の情報を入院先医療機関と共有することで、医療機関における利用者の退院支援に資するとともに、退院後の円滑な在宅生活への移行を支援することにもつながる。条例第11条第３項は、指定居宅介護支援事業者と入院先医療機関との早期からの連携を促進する観点から、利用者が病院または診療所に入院する必要が生じた場合には担当の介護支援専門員の氏名および連絡先を当該病院または診療所に伝えるよう、利用者またはその家族に対し事前に協力を求める必要があることを規定するものである。なお、より実効性を高めるため、日頃から介護支援専門員の連絡先等を介護保険被保険者証や健康保険被保険者証、お薬手帳等と合わせて保管することを依頼しておくことが望ましい。 |